

平成24年11月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会  
定例会会議録

平成24年11月8日 開会

平成24年11月8日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

## 議事日程第1号

平成24年11月8日（木曜日）午後3時開議

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議会運営委員の選任
- 日程第 5 提案理由の概要説明
- 日程第 6 一般質問
- 日程第 7 議案第10号 平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件
- 日程第 8 議案第11号 平成23年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件
- 日程第 9 議案第12号 平成23年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員（15名）

5番	渡部幸男	7番	児玉一
9番	千田正英	11番	佐藤吉次郎
12番	佐藤文昭	14番	鹿兒島巖
15番	長井直人	16番	佐々木文明
17番	三浦正隆	18番	須藤正人
19番	渡邊彦兵衛	20番	小野廣
21番	草階廣治	24番	菅原政一

25番 佐々木 哲 男

---

#### 欠席議員（10名）

1番	小木田 喜美雄	2番	後藤 健
3番	五十嵐 忠悦	4番	藤原 美佐保
6番	藤原 一男	8番	長谷部 誠
10番	鎌田 正	13番	佐藤 峯夫
22番	高橋 浩人	23番	松田 知己

---

#### 地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂積 志	副広域連合長	栗林 次美
代表監査委員	柴田 暹	事務局長	鷺谷 邦夫
事務局次長	中山 元	総務課長	長谷川 一英
業務課長	川上 裕隆	会計管理者	夏井 正士

---

#### 議会担当職員出席者

議会書記	田口 真理子	議会書記	斉藤 雅昭
------	--------	------	-------

---

#### 午後3時00分 開会

○議長（千田正英） 本日は足元の悪い中、大変ご苦勞さまです。

本日の出席議員は、15名でございます。したがって、定足数に達しておりますので、

これより平成24年11月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

---

### 新議員の紹介

○議長（千田正英） 会議に先立ちまして、平成24年8月臨時会後の議員の異動についてご報告申し上げます。

大潟村の高橋浩人議員が平成24年9月4日に任期満了となっております。これによりまして、大潟村議会において、広域連合議会議員の選挙が行われておりますので、当選されました議員を紹介いたします。

大潟村村長の高橋浩人議員。本日は欠席でございます。よろしく申し上げます。

---

### 諸般の報告

○議長（千田正英） この際、諸般の報告をいたします。報告は朗読を省略し、各議員への配付をもって報告といたします。

また、本日は柴田代表監査委員に出席いただいておりますので、あわせてご報告いたします。

---

### 日程第1 議席の指定

○議長（千田正英） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席につきましては、会議規則第4条の規定により、高橋議員は22番と指定いたします。

---

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（千田正英） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、渡部幸男議員、鹿兒島巖議員の2名を指名いたします。

---

### 日程第3 会期の決定

○議長（千田正英） 次に、日程第3、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第4 議会運営委員の選任

○議長（千田正英） 次に、日程第4、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条の規定により、議長が議会に諮って指名することとされております。

お諮りいたします。高橋浩人議員を議会運営委員に指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） ご異議なしと認めます。したがって、高橋浩人議員が議会運営委員に就任することに決定いたしました。

---

### 日程第5 提案理由の概要説明

○議長（千田正英） 次に、日程第5、提案理由の概要説明を行います。

議案第10号平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件から議案第12号平成23年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積志） 平成24年11月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開会され、今定例会提出の補正予算案及び決算認定の件をご審議いただくに当たり、概要を説明申し上げます。

提出案件の説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

初めに、国の動向であります。

国においては、社会保障制度改革推進法が本年8月10日に成立、8月22日に公布・施行されました。この法律では、今後の高齢者医療制度を含む社会保障制度について、内閣に設置が予定されている社会保障制度改革国民会議において議論し、施行から1年以内に結論を得ることとしておりますが、いまだに社会保障制度改革国民会議を設置することができない状況となっております。

当広域連合といたしましては、今後の国の動向を注視しつつ、最新の情報収集に努めてまいりたいと考えております。また、現行制度が存続する限り、県内の18万余の被保険者の皆さんが安心して必要な医療を受けることができるよう、市町村と緊密な連携を図りながら、制度の運営責任を果たしてまいります。

次に、議案の内容についてご説明申し上げます。

今定例会には、補正予算案1件、決算認定2件の議案を提出しております。

初めに、議案第10号平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件についてであります。

今回の補正は、平成23年度の医療給付費が確定したことに伴う、国、県及び市町村負担金の精算並びに実績額が確定したことに伴う、後期高齢者医療制度事業費補助金の精算によるものであります。

歳入歳出予算の総額に6億5,663万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,408億3,178万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第11号についてご説明申し上げます。

議案第11号平成23年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件についてであります。

本件につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき議会の認定をいただくため、

提案するものであります。

決算の内容について、ご説明申し上げます。

歳入では、予算現額 3 億 8,448 万 4,000 円に対し、決算額は 3 億 8,489 万 2,780 円で、予算現額に対する収入率は 100.1%であります。

歳出では、予算現額 3 億 8,448 万 4,000 円に対し、決算額は 3 億 7,257 万 5,794 円で、予算現額に対する執行率は 96.9%であります。この結果、歳入歳出差引残額は 1,231 万 6,986 円であります。

続きまして、議案第 12 号について、ご説明申し上げます。

議案第 12 号平成 23 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件についてであります。

本件につきましては、地方自治法第 233 条の規定に基づき議会の認定をいただくため、提案するものであります。

決算の内容について、ご説明申し上げます。

歳入では、予算現額 1,385 億 387 万円に対し、決算額は 1,387 億 8,027 万 4,401 円で、予算現額に対する収入率は 100.2%であります。

歳出では、予算現額 1,385 億 387 万円に対し、決算額は 1,357 億 9,326 万 4,213 円で、予算現額に対する執行率は 98.0%であります。この結果、歳入歳出差引残額は 29 億 8,701 万 188 円であります。

以上、補正予算と一般会計並びに特別会計の決算について概要をご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、一般会計並びに特別会計の決算につきましては、監査委員の審査を受け、その結果が意見書として提出されております。監査委員の意見につきましては、これを十分に尊重いたしまして、今後とも効率的かつ安定的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

---

## 日程第 6 一般質問

○議長（千田正英） 次に、日程第 6、一般質問を行います。

質問通告者は 1 名でございます。

なお、一般質問については、申し合わせにより、一括して質問、答弁を行うこととし、質問時間については 15 分以内と制限いたしております。また、1 回目の質問は登壇して

行い、再質問以降については議席にて行うことといたしておりますので、ご協力をお願いいたします。

14番鹿兒島議員の一般質問を行います。

発言を許します。14番鹿兒島議員。どうぞご登壇ください。

【14番 鹿兒島巖議員 登壇】

○14番（鹿兒島巖） 小坂町選出の鹿兒島であります。議長の許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきたいと思っております。

質問に入ります前に、まず、連合長におかれましては、昨今の大変な状況の中で、もしかしたら帰郷できないのではないかというふうに思っておりましたが、この席においでいただいて、まことにありがとうございます。

それでは、質問をさせていただきますが、まず初めにジェネリック医薬品の活用について伺います。

ジェネリック医薬品の活用は、被保険者の医療費負担軽減にもつながる重要な手段であります。国保などでは、保険証の切りかえどきにジェネリック医薬品について希望カードを送付し、周知と活用を促しているところではありますが、広域連合でもようやくこの10月に医療費通知などとあわせて、ジェネリック医薬品についてのアンケートを実施したと聞いております。アンケートの結果、そして、今後の見通しについてまずお伺いをしたいと思います。その結果を聞いた上で改めて再質問をさせていただきたいと思っております。

次に、広域連合の職員体制についてお尋ねします。

各自治体からの派遣職員については、これまでおおむね2年を基本としてきたところがありますが、来年度については、26、27年度の保険料率の改定作業が予定されているところでもあります。職員の派遣を基本2年とした場合、前回の23年度に、24年度と25年度の保険料改定作業に携わった職員は、この26年、27年度の保険料改定作業を前に、大方が交代するということになります。

この作業というのはなかなか大変でありまして、担当班長などは半年ほど深夜に及ぶ作業をしなければならないというふうに聞いております。しかも、大半が新人という状態では、その作業は大変苦労されるのではないかというふうに思っているところでもあります。

そこで、提案であります。派遣職員の基本年数を3年とすることはどうか、これについてのお考えをお伺いしたいと思います。

3つ目が管理職の兼務についてであります。

広域連合事務局の管理職体制については、今、管理職5名だと思いましたがけれども、できるだけ、いわゆる一般職員を多くするというのを踏まえて、例えば兼務制などというものを実施してはどうかというふうに考えているところではありますが、以上、まず答弁を



いただきまして、改めて質問をさせていただきます。

以上であります。

○議長（千田正英） 当局より答弁をお願いいたします。穂積広域連合長。

**【穂積志広域連合長 登壇】**

○広域連合長（穂積志） 鹿兒島議員のジェネリック医薬品の活用についてのご質問にお答え申し上げます。

秋田県は、ジェネリック医薬品の使用割合が全国でも低いことから、当広域連合といたしましては、ジェネリック医薬品の普及を促進し、被保険者の負担の軽減等を図るため、平成21年度から市町村窓口で配布しているパンフレットや、被保険者証の一斉更新時に同封しているリーフレットにジェネリック医薬品の利用促進を掲載してきたほか、平成23年度には、かかりつけの医師にジェネリック医薬品への切りかえを相談することを目的とした相談カードを同封して、利用促進を図ってきたところであります。

さらに、今年度は、運営検討委員会においてジェネリック医薬品の差額通知についても協議し、去る10月に各市町村を対象にアンケート調査を実施いたしました。この調査結果によりますと、何らかの形で、25年度以降、差額通知を行うべきだとした市町村が合わせて13に及びました。

これらを踏まえ、事業化につきましては、今後も各市町村や県の薬事行政との連携を図りつつ、医師会、薬剤師会等の代表者で構成する運営懇話会等において意見調整しながら、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

以下の質問につきましては、事務局長から答弁いたさせます。

○議長（千田正英） 鷲谷事務局長。

**【鷲谷邦夫事務局長 登壇】**

○事務局長（鷲谷邦夫） 鹿兒島議員の職員派遣について、派遣期間の基本年数を3年にしてはどうかのご質問にお答えします。

当広域連合の事務局は、正規職員全員が県及び市町村からの派遣職員であります。派遣職員は、本来、派遣元の自治体の業務に専念すべき職員であることや、派遣職員の負担等を考慮して、派遣期間を2年または3年としているものであります。

派遣元の自治体との協議により、派遣期間が3年以上に及ぶこともありますが、一律に3年間とすることは、それぞれの自治体の事情が異なることから、困難であると考えております。

また、来年度に予定されている保険料率の改定作業に当たっては、職員の交代によって事務処理に支障を来さないよう、適正な職員配置などにより、円滑な事務事業の推進に努めてまいります。

次に、管理職の兼務についてのご質問にお答えします。

当広域連合では、管理職の兼務について、既に、議会、監査、選挙管理委員会などの業務について実施しております。また、業務遂行の責任体制の確立を図り、業務を組織的、合理的かつ能率的に処理するため、毎年の業務量に応じて、必要な職員数を適正に配置しているものであります。

今後も、業務の遂行に当たっては、管理職を含む事務局職員の機動的な対応により、業務量の増加などによって担当職員に過度の負担がかからないよう心がけてまいります。

○議長（千田正英） 再質問ありますか。—— 14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、ジェネリック医薬品について、アンケートでは、13の市町村が積極的であるというふうにお聞きいたしました。そこで伺いますけれども、仮にこのジェネリック医薬品の活用が促進されると、なかなか難しいことかもしれませんけれども、経費的にはどのような削減が見込まれるのか、これは他県等の状況を見れば一定程度わかると思うんですが、そういう把握はされているのかどうかであります。

それから、もう一点は、今の答弁では、これから考えるというお答えですけれども、具体的にいつごろをめどにこの実施の方向を考えているのか、この点について伺いをいたします。

それから、次に、職員の派遣についてであります。要は、先ほど、2年に1回、保険料の大改定作業があると。問題はそのときに十分対応できればいいわけでありましてけれども、なかなか各市町村との協議の中でうまくいかないという状況があるように聞いております。そういう点で、来年の改定に間に合わせるためには、原則2年であっても、十分協議をした中で、事務に支障を来さないような体制をぜひとっていただきたいという思いでありますので、この点に、もし仮に3年を基本としなくてもそれができるのであれば、それはそれでいいわけでありましてけれども、ぜひ各市町村が心配するようなことのないようにひとつお願いをしたいと思いますが、この点についていかがでしょうか。

それから、管理職体制についてであります。確かに選挙管理委員会等との兼務は行っておりますが、例えば、具体的に申し上げますと、次長と総務課長を兼務とか、そういうことを含めて、さらに簡素化はできないのか。で、その簡素化した分、一般職員の補充に充てるという考えはないのかどうか、改めて伺いたいと思います。

○議長（千田正英） 穂積広域連合長。

○広域連合長（穂積志） ジェネリック医薬品の使用についてでございますけれども、それにつきましては、今後、医師会、薬剤師会等々と協議が必要になってまいります。そういう意味で、私どもとしては、来年度、当初予算等々に必要経費を計上しながら、県、そ

して、関係機関等々と調整を図り、25年度中には何らかの形で実施をしてまいりたい、そういう気概で進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

その他の質問については、事務局長からお答えいたします。

○議長（千田正英） 鷺谷事務局長。

○事務局長（鷺谷邦夫） 何点かの再質問にお答えします。

いわゆるジェネリック医薬品によります経費の削減ということではありますが、実は、先行している広域連合で、具体的にこれくらいの削減ができたというような分析は、まだどこでも行っておりません。そこで、我々もいろいろ検討しているんですが、例えば、500円の差額、1つの薬剤で500円の差額が出るような場合に通知したらどうなるのか。2万件ぐらいの通知がありまして、トータルで600万円ぐらいの薬剤にかかるところの療養費の縮減が可能ではないかと推測しております。ただ、まだあくまでも推測の状況ですので、さらに、先ほど連合長の答弁にありましたように、他の広域連合の状況を見きわめながら、当広域連合での25年度の実施ということも視野に入れながら進めてまいりたいというふうに考えております。

続いて、職員の派遣の各市町村との協議についてであります。現在、2年の一応の期限ということで帰任する職員の各市町村を中心として、現在派遣していただいている市町村全部を、私と事務局の次長と2班体制で回っておりまして、それぞれ今までの派遣についてのお礼やら、これからの派遣についての要請、お願いをしております。

そういうところでいろいろ、現在行っておりますが、その感触の中では、やはり非常に厳しいという、2年でも厳しい、できればもっと短く、あるいは、派遣がなければというような意見も出るぐらい、それぞれの自治体では厳しいというふうに伺っております。

ですから、この状況で、こちらの広域連合の事情で、何とか延ばしていただきたいということは、お願いとしては申し上げますけれども、あくまでも派遣を決めていただくのは、それぞれの自治体だというふうに考えておりますので、それ以上、我々のほうではお願いはできないのかなと思っております。ただ、議員お話のように、十分にそこは相談しながら、可能でありましたら、2年、あるいは3年ということで派遣を継続してもらいたいということもあり得ると、お願いしているという状況であります。

それから、3点目の管理職の簡素化、その分を担当職員の充実に向けたらというご質問であります。

確かに、そういう議員のご質問の趣旨はわかりますが、やはり組織を効率的に運営するためには、要所要所に管理監督に当たる者が必要不可欠でありまして、もしそのような管理監督に当たる者がいない、あるいは、少ないといったような場合は、往々にして非効率的な運営に陥るといえることがあるというふうに心配しているところであります。現在、2

1人の事務局の職員の中で、管理職が5人であります。この体制で、これは、私は意味がある状況だというふうに思っております。

以上です。

○議長（千田正英） 再々質問ありますか。—— 14番鹿兒島議員。

○14番（鹿兒島巖） 1点だけ。職員の派遣の問題、確かに、私も市町村におりますから、市町村の今の職員体制からすれば非常に厳しいということは念頭にあります。ただ、しかし、広域連合の中でも2年に一遍とにかく大改定作業があると。そのときの職員というのが、ほとんど、場合によっては経験者は1人、2人というようなことがあっては困るわけで、これは広域連合という特殊性だと思います。そういう点では、この改定作業がきちんと行われるためにも、それぞれの市町村にその点については十分理解をしていただいて、職員の派遣について努力をお願いしたいということをぜひ図っていただきたい、このことだけお願いしておきます。

○議長（千田正英） 穂積広域連合長。

○広域連合長（穂積志） 鹿兒島議員のおっしゃることは十分承知しております。各首長等々の会合において要請はさせていただきますが、やはりその職員の方々の、本来の業務はやはり本来の採用された市町村において業務をするのが筋であります。そういった中で、やはり単身赴任、もしくは赴任して地元を離れて来るわけで、3年という期間が長いという気もいたしております。いずれにしても業務に支障が出ないように、その辺は各首長さん、そして、現状の異動する職員と、それと改定の年、こういったものを精査しながら、過度に職員の負担にならないような、そういう配慮をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（千田正英） 以上で一般質問を終わります。

---

**日程第7 議案第10号 平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件から**

**日程第9 議案第12号 平成23年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件まで**

○議長（千田正英） 次に、日程第7、議案第10号平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件から、日程第9、議案第12号

平成23年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件まで、以上3件を一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） ご異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第10号平成24年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件から、日程第9、議案第12号平成23年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件まで、以上3件を一括議題といたします。

質疑の前に、柴田代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。柴田代表監査委員。ご登壇をお願いします。

【柴田暹代表監査委員 登壇】

○代表監査委員（柴田暹） 監査委員の柴田でございます。

私から、平成23年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算につきまして、審査結果の概要を報告いたしたいと思います。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第2項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合長から審査に付されました平成23年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その各計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であると認められました。

また、歳入歳出予算の執行、会計経理事務の処理及び財産管理の状況につきましても、適正に処理されているものと認められました。

なお、詳細につきましては、お手元に配布してございます歳入歳出決算審査意見書をご参照願いたいと思います。

今後とも、被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、適正な制度運営に努めるとともに、財務事務の厳正な執行に万全を期するよう要望するものでございます。

以上で、決算審査に係る意見の報告といたします。

○議長（千田正英） これで報告が終わりました。

これより議案第10号から議案第12号までに対する質疑を行います。

通告者はありません。以上で議案第10号から議案第12号に対する質疑を終了いたします。

これより、議案第10号に対する討論を行います。

通告者はありません。以上で議案第10号に対する討論を終了いたします。

これより、議案第10号について採決いたします。採決の方法は簡易採決で行います。

お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ございません

か。

**【「異議なし」と呼ぶ者あり】**

○議長（千田正英） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号に対する討論を行います。

議案第11号に対する討論の通告がございましたので、発言を許します。14番鹿兒島議員。

**【14番 鹿兒島巖議員 登壇】**

○14番（鹿兒島巖） それでは、議案第11号について討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月に導入されましたが、発足後も国民多数の根強い反対の中、民主党政権は、21年と22年の国政選挙で25年度に新制度に移行する方針を公約したわけであります。しかし、この公約の実現は危ぶまれており、最近では廃止を事実上先送りする新たな案が画策されていると聞いております。国民の多くは、一日も早い制度廃止を求めていますし、この立場から、23年度予算では、私は反対討論を行ったところであります。したがって、決算においても、同様の立場から認定できないことを表明したいと思っております。

以上であります。

○議長（千田正英） ほかに討論の通告はございません。以上で議案第11号に対する討論を終了いたします。

これより、議案第11号について採決いたします。採決の方法は起立採決で行います。

お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○議長（千田正英） 起立多数と認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第12号に対する討論を行います。

議案第12号に対し討論の通告がございましたので、発言を許します。14番鹿兒島議員。登壇して発言をお願いします。

**【14番 鹿兒島巖議員 登壇】**

○14番（鹿兒島巖） 議案第12号について討論をさせていただきます。

議案第11号と同趣旨により認定できないことを表明させていただきます。

以上であります。

○議長（千田正英） ほかに討論の通告はございません。以上で議案第12号に対する討

論を終了いたします。

これより、議案第12号について採決をいたします。採決の方法は起立採決で行います。

お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

**【賛成者起立】**

○議長（千田正英） 起立多数と認めます。したがって、本案は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

---

**広域連合長のあいさつ**

○議長（千田正英） この際、広域連合長から発言の申し出がございますので、発言を許します。穂積広域連合長。

**【穂積志広域連合長 登壇】**

○広域連合長（穂積志） 閉会に当たり一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、慎重なるご審議の結果、補正予算の議決、さらには決算の認定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度の見直しについては、依然として先行きは不透明な状況であります。当広域連合といたしましては、今後も引き続き、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営に全力を尽くしてまいりますので、議員各位におかれましては、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たっての御礼のあいさつといたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

---

**閉 会**

○議長（千田正英） この際、お諮りいたします。会議規則第43条の規定により、本定例会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、このことにご異議ござい

せんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（千田正英） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで、平成24年11月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時39分 閉会

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長 千 田 正 英

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 渡 部 幸 男

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員 鹿 兒 島 巖